

## 入会金及び年会費規定

### (総則)

第一条 一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会の会員となろうとする者は、本規定に定める入会金及び年会費規定の手続き等に従うこととする。

### (目的)

第二条 この規程は、一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第三条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

1. 特別会員 無料
2. 正会員 300,000円
3. 賛助会員 無料

### (年会費)

第四条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

1. 特別会員 無料
2. 正会員 200,000円
3. 賛助会員 100,000円

年度途中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月から、1事業年度当たりの会費の金額を月割計算することにより算出（千円未満の端数は切下げ）し納付するものとする。

### (納付)

第五条 会員は、毎年6月に前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。

### (変更)

第六条 この規程は、定款第7条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

### (その他)

第七条 この規定に定めない事項又は疑義については、理事会での審議のうえ決定する。

### 附 則

この規定は、一般社団法人設立登記の日より実施する